

国医第 号  
令和 3 年 5 月 日

各市町村財政主管課長 様

埼玉県保健医療部国保医療課長 (公印省略)

国民健康保険財政の安定化に向けた取組について (依頼)

国民健康保険の安定的な運営につきましては、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では市町村と国民健康保険事業を共同運営する際の統一的な指針として「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、平成 30 年度から市町村とともに国民健康保険の運営を行っています。令和 3 年度から計画期間を開始する「埼玉県国民健康保険運営方針 (第 2 期)」(令和 2 年 12 月策定)では、新たに県内市町村の保険税水準の統一を目指し段階的に取組を進めていくこととしました。

この中で、県内市町村で行われている一般会計から国民健康保険事業特別会計への法定外繰入れについては令和 8 年度までの解消を目指すこととしておりますので、貴職におかれましても国民健康保険事業特別会計主管課との連携の下、目標達成に向けた取組に御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、「埼玉県国民健康保険運営方針 (第 2 期)」につきましては県ホームページ (下記 URL のとおり) に掲載しておりますので、御参考にしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0702/kokuho/uneihoushin.html>

担当

国保財政担当

電話 048-830-3355

e-mail a3350-10@pref.saitama.lg.jp